

令和 5 年度 自己点検評価

桜の聖母短期大学 自己点検・評価報告書

目次

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	4
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	4
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	9
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証]	13
 【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	 21
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	21
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]	37
 【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	 49
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]	49

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人大学・短期大学基準協会の自己点検・評価報告書作成マニュアルに基づき点検・評価した、桜の聖母短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準 I -A 建学の精神]

[区分 基準 I -A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

<区分 基準 I -A-1 の現状>

本学は、建学の精神を確立している。

建学の精神は短期大学の教育理念・理想を、以下のように明確に示している。

本学の建学の精神は、学則第 2 条に定める「カトリックの精神に根ざした人間観・世界観に基づく知的・倫理的見識を養い、豊かな心と深い教養をもって、愛と奉仕に生きる良き社会人を育成すること」である。この建学の精神は、以下に述べる本学の教育理念・理想を明確に示している。

本学は、設置母体である、コングレガシオン・ド・ノートルダム修道会（以下 C.N.D.）のミッション・ステートメントを教育の基本理念として掲げている。これらを通して目指している理想は、学生各自が生涯を通して実現する「まことの自由への教育」である。

ミッション・ステートメントを以下に述べる。

まことの自由への教育

コングレガシオン・ド・ノートルダムの学校は、1658 年に始まる教育の歴史を持ち、子どもたちが生きる意味を見出し、強い意志・勇気・愛をもって、社会の変革に寄与できる誠実で品位ある人に育て、世に送り出そうとしている。

すべての教育活動は、子どもたちが自分に与えられた使命に気づき、自己実現を図り、未来を拓いていく力を育てることを目指している。

1. イエス・キリストの愛に学ぶ
2. 卓越した学問の追究を目ざす
3. 神・他者・自分・自然と対話する心を育む
4. 義と平和の実現のために働く人を育てる

建学の精神は、教育基本法に基づき公共の精神を尊び、公共性を有するものである。

また、学校教育法第 1 条に定められた学校として、本学における教育は、学校の事業の性質が公のものであり、それが国家公共の福利のために尽くすことを目的とし、一部のものの利益のために仕えない「公共的な性格」である公共性を有している。

建学の精神は、学内には『学生ハンドブック』、学外には、『学校案内』やウェブサイトで表明している。さらに、入学式・卒業式における学長式辞を通して、学生及び専任・兼任教職員、保護者、ステークホルダーに対して明らかにしている。

建学の精神を、次のように学内において共有し、また定着と深化を図る機会を設けている。

まず、学生ハンドブックに「建学の精神」を明文化して提示し表明するとともに共有している。また、「建学の精神」を身近なものとするため「建学の精神 創立者マルグリット・ブールジョワに倣い 愛と奉仕に生きる」という文言を、マルグリット館 1 階エレベータードア上に掲げている。さらに、「建学の精神」を象徴する正面玄関入口に設置されているステンドグラスには説明板をつけて、「建学の精神」がより理解しやすいように考慮している。そのステンドグラスは、聖書の「聖母マリアのエリサベト訪問」を表現し、そこから「建学の精神」が謳われたもので、その意味を誰にでもわかるようにしている。

また、建学の精神の定着と進化を図る機会を次の通り設けている。

教職員は、本学設置法人が福島に開設する幼稚園、小学校、中学校・高等学校、短期大学の全教職員を対象として、毎年度初めに設置法人が開催する全学院研修会に参加している。研修は、学院の建学の精神と教育方針を再確認し、新年度の教育重点目標の達成に向けて歩み出し、教職員一人ひとりが新たな気持ちで建学の精神を日々の教育の中に具現化していくことを目的とする。令和 5 年度は 4 月 3 日に実施した。

東日本大震災後、教員の異動が頻繁となったこともあり、新任教職員への建学の精神に関する研修会を実施している。また、教養科目「国際ボランティア」の「創立者の足跡を訪ねるカナダの旅」の学生引率として、教員を交代で派遣し、より深く「建学の精神」を理解できるようにしている。しかし、令和 5 年度は履修者が少なく実施できなかった。

また、学生に対しては、教養科目である「キリスト教学Ⅰ」「キリスト教学Ⅱ」「福祉学Ⅰ」「福祉学Ⅱ」「国際ボランティア」「国際平和論」を通して建学の精神について学ぶ機会を設け、さらに、ボランティア活動や学内行事を通して建学の精神の定着と深化を図っている。

建学の精神は、毎年、自己点検・評価を実施し報告書を作成する際に、定期的に確認している。

[区分 基準Ⅰ-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。

(3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

<区分 基準Ⅰ-A-2の現状>

本学は、高等教育機関として地域・社会に貢献している。

本学では、生涯学習センターを中心として地域・社会に向けた開放講座と拡張講座(地域連携講座)を展開している。令和5年度は新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行した関係もあり、ほとんどの開放講座を従来の対面型講座へ軸足を戻した。

「人生100年時代」という社会的キーワードが背景にあるということもあり、地域全体の学び直し・学び直し・リカレント教育への意識が高まりつつある。その結果110講座を開講し、延べ1,077名の地域受講生を迎えた(実数としては492名)。(令和6年2月29日現在)

一方、拡張講座(地域連携講座)は、結果的には延べ30件、1,257名の受講生とのかかわりを創出した。昨年度は38件であったことを鑑みれば、ウィズコロナ社会において企業や自治体から講座プログラムや講師派遣の要請を受け、昨年度以上に地域貢献ができているといえる。令和5年度の連携先としては、福島市社会福祉協議会、福島市生涯学習課、福島県労働委員会、とやの子育て支援センター、須賀川市民生児童委員協議会、傾聴ボランティアさくら、鮫川村社会福祉協議会、村越建設、福島市めばえ幼稚園、二本松市教育委員会、県北中学校、伊達地区小中学校事務研究会、福島県シルバー人材センター、南相馬市立中央図書館、会津若松市ゆめ寺子屋、檜葉町民生児童委員会協議会、なみえ創成中学校、蓬萊学習センター利用団体連絡協議会、会津若松市生涯学習総合センター、福島県私立幼稚園・認定こども園連合会、東和公民館、福島信用金庫平野支店、福島県教育庁県北教育事務所である。この拡張講座を通じてかかわった受講生は総計1,257名に上る(令和6年2月29日現在)。

また、令和5年度も前年度に引き続き、福島市産官学連携プラットフォーム事業の「人生100年時代の学び直し」プロジェクトチームリーダー機関として「生涯学習のつどい」を2回開催した。産業界のビジネスパーソン(福島県中小企業家同友会福島支部)と高等教育機関および自治体職員と地域住民が、「ウィズコロナ社会と生涯学習と未来」をテーマに生涯学習のあり方について互いの認識を共有する試みである。いずれも対面型のワークショップ形式の開催だったが、多様な立場の多世代が30名強集まり、リカレント教育や学び直しの重要性について意見交換ができた。

本学では正課授業の開放の推進として、平成30年度から履修証明プログラム(愛称「桜おとなカレッジ：SOC」)を開始した。①「サードプレイスづくりコース」②「もっとグローバルコース」③「リベラルアーツ探究コース」の3コースがある。令和5年度は17名(実数)で、そのうち2名の履修証明書授与対象者(学修時間60時間)となった。

本学では、積極的に地域に必要とされる短期大学として、地方公共団体、企業(等)、教育機関及び文化団体等と協定を締結し、さまざまな連携を行っている。

平成11年度の「放送大学と桜の聖母短期大学との単位互換に関する協定書」締結から始まり、平成30年度には、福島市内にある5大学・短期大学と福島市、福島商工会

議所、福島県中小企業家同友会福島地区の 8 機関が共に、福島市の若者定着と福島市の活性化を目的とした「福島市産官学連携プラットフォーム構築と包括的な連携に関する協定書」の締結をした。

令和 5 年度は、本プラットフォームにおける決定機関である連携推進会議を 5 月、10 月、2 月の計 3 回開催し、5 月の会議では 4 つのプロジェクトチームの活動計画の承認と、その推進体制の変更の承認を行った。10 月の会議では申請した私立大学等改革総合支援事業に紐づいた取組を中心とした事業推進の状況を確認し、本プラットフォームのグランドデザインに関する協議を行った。2 月の会議では、令和 5 年度の各プロジェクトチームの活動報告及び令和 5 年度事業計画を承認した。本プラットフォームは、福島市に必要とされる具体的で実質的な活動を展開しており、そうしたプラットフォームでの取組が評価され、令和 5 年度は前年度に引き続き南東北の高等教育機関では唯一、私立大学等改革総合支援事業（タイプ 3 プラットフォーム型）に採択された。本学は、このように 16 もの協定を自治体・企業等と締結し、さまざまな連携活動を実施している（備付-113）。

令和元年度までは、震災後の復興イベントの域を超えた、継続した子どもたちへの遊びの支援、学習支援など多くの場が開かれていた。これらの場には、生活科学科福祉こども専攻の学生だけでなく、生活科学科食物栄養専攻や、キャリア教養学科の学生も主体的に参加し、地域貢献に大いに寄与してきた（備付-27、28）。

正課科目「福祉学」を全 1 年生対象の必修科目として、30 時間を超えるボランティア活動の実施を、単位取得の条件としてきた。例年、地域から 100 件以上ボランティアの依頼があり、学生たちが地域貢献しながら、地域の福祉について学び得る、貴重な体験的学修として教育課程に組み込まれているが、令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、短期大学としてもボランティア活動は実施できなかった。令和 5 年度は、感染状況の回復を図りながら、ボランティア活動を再開し、福祉学においては 5 時間のボランティア活動を各学生が行い、感染再拡大の中、中止になった活動もあったが、地域でボランティア活動を行うことができた（備付-117）。

令和 5 年度は、生活科学科福祉こども専攻こども保育コース運営の、子育て支援の広場として平日「親と子のひろば」を年間 44 回開催、親子 515 名の参加、土曜日は地域保護者主催の「さくらっこ広場」を年間 16 回開催、親子 516 名の参加があった。こども保育コース 1、2 年生の授業関連課外活動、こども保育コースと生活科学科食物栄養専攻の特別研究の実践や調査のフィールドなど、学生の体験的学習の場として活用している。

コロナ禍の中、感染に留意して参加組数制限を入れた時期もあったが、子どもと学生の自由な遊びを保障し、保護者交流、育児相談など、教員の専門性に裏打ちされた継続的な子育て支援を行う子育て支援機関としての保護者の期待度は大きい（備付-107）。

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の課題>

(1)地域社会における貢献する高等教育機関として、様々な取組を実施している。そこには、人的を始め様々な資源の必要性が課題である。ボランティア活動や授業の一環

として行われている「親と子のひろば」への参加等は、直接、学生に教育活動として還元されるが、学生が地域社会で活躍できる情報の見える化や一元化など、よりシステムティックに行う必要がある。自治体や各種団体からの活動依頼などについて、ポスターなどは掲示するなど利活用できているが、より効果的な学生への動機付けをどのように行うかが課題である。

(2) 本学は、多くの地域の成人学習者を迎え入れているが、学生と成人学習者が共に研究したり、共に地域づくりを考えたり、何らかの形になるようなものを創作したりということがほとんどない。学びの機会の提供は行っているものの、学習成果の活用や多世代の結びつきをどのようにコーディネートするかが高等教育機関としては検討すべき一つの課題ではないかと思われる。

＜テーマ 基準 I -A 建学の精神の特記事項＞

令和 5 年度は、東日本大震災から 12 年が経過して 13 年目に入った。

震災の被害も甚大であるが、それ以上に、東京電力福島第一原子力発電所事故の放射能流出と、その後の風評被害の方が深刻である。少子高齢化により 18 歳人口が減少している中で、福島県から流出する 18 歳人口は年々増加している。

このような状況の中でも、福島県が置かれている現状を真剣に捉えている教職員と学生は、福島で生活することを選び、復興に貢献したいと考える者たちである。2020 年に生誕 400 周年を迎えた C.N.D.の創立者聖マルグリット・ブールジョワは、1653 年、カナダ建国の時期にフランスからケベックに渡り、教育を通してカナダ建国のために働いた。その後継者である 5 人のシスターが 1932(昭和 7)年にカナダから福島市に来日し、1938(昭和 13)年に幼稚園から始め、1955(昭和 30)年の短期大学までに学校を地域の学習ニーズに応じて設置していき、さらに地域の社会人のリカレント教育のために生涯学習センターも開設した。未来を変える力には教育にある。私たち教職員は、C.N.D.の創立者とその後継者達のように、今、福島に住む者として、この時代の課題に立ち向かっている。福島の復興のプロセスに関わり続けている教職員と学生は、共に活動し関わっている。

震災後に共通科目の一つとして立ち上げた「福島学」では、3.11 で最も深刻な災害を被った双葉エリアおよび南相馬エリアの現地フィールドワークを継続的に行っている。双葉エリアフィールドワーク前には、3.11 直後の原発では何が起こったのか、そのあと避難区域では何が課題なのかの映画を視聴して問題意識を高めている。また南相馬エリアのフィールドワーク前には南相馬市職員からの 3.11 直後から現状までの説明を聴講し、復興過程の課題を学んでいる。さらに SDGs にもフォーカスして、福島が抱える独自の課題と SDGs アジェンダと関連させる学びに取り組み、持続可能な社会を構築し続けていくための当事者性を学生たちに持たせている。

[テーマ 基準 I-B 教育の効果]

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-1 の現状>

本学は、教育目的・目標を確立している。

各学科・専攻の教育目的・目標は、建学の精神に基づき確立し、学則において定めている。

各学科・専攻課程の教育目的・目標を学生ハンドブック、ウェブサイトにおいて、学内外に表明している。各学科・専攻課程の教育目的・目標は、「目指すべき人材像」として各学科・専攻課程の三つの方針とあわせて学内外に表明している。

各学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材育成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検を行っている。

「キャリア教養学科」「生活科学科」の教育目的・目標と、定期的な点検について、以下に具体的に述べる。

【キャリア教養学科】

キャリア教養学科の教育目的・目標は、以下に示す通りである。

本学科は、文字通り、“キャリア”と“教養”について学び考えるための学科である。少子高齢社会を迎えた現在、職業スキル、問題解決スキル等を身につけ働くこと(ワーク・キャリア)について考えること、人生100年を見据え長期的な観点から人生全体(ライフ・キャリア)を見渡し考えることの双方が大切である。また、キャリアをより良く積み重ねていくためには、人間や社会のあり方を幅広い視点から考察する力、語学力や異文化コミュニケーション力など、確かな知的基盤(教養)を身につけることが不可欠である。

建学の精神である「カトリックの精神に根ざした人間観・世界観に基づく知的・倫理的見識を養い、豊かな心と深い教養をもって、愛と奉仕に生きる良き社会人を育成する」ことを目指して、本学科は、自らのキャリアをデザインし、豊かな教養と語学力、実社会で求められる職業スキル等を身につけ、「なりたい自分」の実現に向けて主体的に行動し、コミュニティに貢献できる人材を養成することを目的としている。

キャリア教養学科の教育目的・目標（目指すべき人材像）

愛と奉仕に生きる良き社会人として、以下の能力と資質を身につけ、コミュニティに貢献できる人材を養成する。

1. グローバル化する情報社会で必要とされる政治、経済、法制、文化などに関する高度な教養
2. 職業スキルと語学力
3. 主体的に学び続け、「なりたい自分」の実現に向けて行動する力

【生活科学科】

生活科学科は、「栄養士」を養成する食物栄養専攻と、「保育士」「幼稚園教諭」を養成する福祉こども専攻との2つの専攻からなる学科である。

生活科学科の教育目的・目標は、以下に示す通りである。

少子高齢社会を迎えた現代の社会生活において健康寿命の延伸や子ども・子育て支援施策などの課題を深く理解し、主体的かつ具体的に取り組むためには、人間や社会のあり方を幅広い視点から考察する力だけでなく、食や子どもの領域において専門的に学び、技術を身につけることが不可欠である。

建学の精神である「カトリック精神に根ざした人間観・世界観に基づく知的・倫理的見識を養い、豊かな心と深い教養をもって、愛と奉仕に生きる良き社会人を育成する」ことを目指して、本学科は、現代社会の現状と課題に真摯に向き合い、解決していくために専門知識と技術を身につけ、主体的に学び続けながら、地域に貢献できる人材を養成することを目的としている。

生活科学科の教育目的・目標（目指すべき人材像）

愛と奉仕に生きる良き社会人として、現代の社会生活における現状と課題を深く理解し、専門的知識と技術を身につけ、主体的に学び続けながら、地域に貢献できる人材を養成する。

【食物栄養専攻】

1. 食と栄養に関する確かな専門的知識と技術を身につけている人。
2. 社会の変化に対応して、自発的に学び続ける人。
3. 多様な人々と協働できるコミュニケーション力を持つ人。
4. 地域の健康づくりや生活習慣病予防に貢献できる実践力を持つ人。

【福祉こども専攻】

1. こどもの保育・教育及び社会的養護に必要な専門的知識と技術を身につけている人。
2. こども一人ひとりの育ちを大切にする人。
3. 自ら気づき、行動する人。
4. 多様な人々と協働しながら地域に貢献できる人。

各学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が、地域・社会の要請に応えられているか否かは、年1回開催されている助言評価委員会の意見での意見聴取や、

桜の聖母短期大学卒業生調査、本学卒業生の仕事ぶりに関するアンケートの結果に基づいて、学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。

〔区分 基準 I -B-2 学習成果（Student Learning Outcomes）を定めている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

＜区分 基準 I -B-2 の現状＞

建学の精神を基に、各学科専攻の目指すべき人材像を定め、各学科専攻の学習成果を定めている。しかし、短期大学としての学習成果は定めていない。

各学科・専攻の学習成果を、学科・専攻課程の教育目的・目標(目指すべき人材像)に基づいて定めている。

学習成果は、学生ハンドブック、ウェブサイトにおいて、学内外に表明している。

学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、各学科・専攻において定期的に点検・評価し改善している。

〔区分 基準 I -B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

＜区分 基準 I -B-3 の現状＞

本学は、卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)、入学者受け入れの方針(アドミッション・ポリシー)(三つの方針)について、専門教育課程の学位プログラムに応じて、一体的に策定し、公表している。

「キャリア教養学科」「生活科学科」では、三つの方針を関連づけ、一体的に定めている。すなわち、学科の教育目的・目標に基づき学習成果を定め、学習成果に対応させて卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)を策定し、この卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)に基づき教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・

ポリシー)を定め、更にこのようにして明文化された教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)や学科の教育目的・目標等を踏まえ入学者受け入れの方針(アドミッション・ポリシー)を規定している。

「キャリア教養学科」はグローバル化する情報社会で必要とされる高度な教養、職業スキルや語学力を身につけ、主体的に学び続けることでコミュニティに貢献できる社会人の育成をめざし、「生活科学科」は現代の社会生活の現状と課題を理解して、主体的に学び続けて地域に貢献できる社会人の育成をめざして三つの方針を関連づけ、一体的に定めた。

平成 28 年度より、共通教育検討委員会を中心として、三つの方針について検討を重ね、卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)、入学者受け入れの方針(アドミッション・ポリシー)を一体的に策定する作業を行った。平成 28 年度から 29 年度にかけて、全学教職員による SD・FD 研修会の中で、三つの方針について学科・専攻課程ごとに策定すると同時に、全学で共有しながら議論を重ねた。

これら三つの方針は、学科会議や平成 28 年 9 月に実施された FD 研修会の議論に基づき作成され、教授会や理事会等の審議を経て決定されたものである。

令和 2 年度より、学長召集の共通教育検討委員会が開かれ、令和 4 年度の教育課程改訂に向けて、三つの方針の検討がなされた。

三つの方針の改訂については、令和 2 年度 3 月の教授会にて承認され、同日に FD 研修会にて全教員にその意義と内容について説明され周知された。

改訂された三つの方針は、令和 4 年度より施行された。

三つの方針を踏まえて、各学科・専攻課程において教育課程を編成し教育活動を行っている。三つの方針に基づき、教養科目、学科・専攻課程ごとの専門科目を開講し、系統的な教育活動を行っている。

三つの方針は、学生ハンドブック、ウェブサイトにおいて、学内外に表明している。

＜テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題＞

(1) 建学の精神を基に、各学科専攻の目指すべき人材像を定め、各学科専攻の学習成果を定めている。しかし、短期大学としての学習成果は定めていない。昨年度の自己点検・評価においても課題として挙げた。短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定める必要がある。

(2) 令和 5 年度は三つの方針を改訂した 2 年目であった。「三つの方針」および卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)に対応する成果として定めている「学習成果」について、点検しつつ学科独自の学習成果の測定・評価方法の模索することが課題である。

なお、昨年度の自己点検・評価においても課題として挙げたが、一般財団法人大学・短期大学基準協会による「令和 4 年度短期大学認証評価の振り返りについて」におい

て、「学習成果と卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)は同一のものではなく、学習成果は「三つの方針」の策定の中心に置くものであり、卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)においてはその獲得状況が卒業認定・学位授与の判定に用いられるもの」との指摘がなされている。このことを踏まえて点検・評価を行う必要がある。

＜テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項＞

各教科の授業改善アンケートについては、「FD ネットワークつばさ」による紙面によるアンケートを採用していたが、FD ネットワークつばさによるアンケートが、COVID-19 禍による遠隔授業の拡大により中止されることになった。そのため、令和3年度の学務部委員会に置いて、新様式の Web 版の授業改善アンケートを独自に開発して令和4年度より使用を開始した。今年度は2年目であったが大きな問題なく授業改善アンケートを実施することができた。

〔テーマ 基準 I-C 内部質保証〕

〔区分 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

＜区分 基準 I-C-1 の現状＞

本学は、自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。

本学は、自己点検・評価のための規程及び組織を整備しており、日常的に自己点検・評価を行い、定期的に自己点検・評価報告書を公表している。この自己点検・評価活動には全教職員が関与し、また、自己点検・評価活動に関係者の意見聴取を取り入れている。さらに、自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。以下にその詳細を述べる。

本学は自己点検・評価のために「短大部自己点検評価・相互評価基準」および「短大部自己点検評価委員会運営基準」を規定している。「短大部自己点検評価・相互評価基準」に基づき、毎年、自己点検・評価を実施している。また、「短大部自己点検評価委員会運営基準」に基づき、自己点検評価委員会が設置されている。

自己点検・評価は、一般財団法人大学・短期大学基準協会の短期大学評価基準に沿って取りまとめられている「評価校マニュアル」を用いて、毎年度末に実施している。他に、学務部が中心となって担っている FD 活動や企画室が中心となって実施する SD 活動を通して、日常的に自己点検・評価を実施している。

自己点検・評価の結果は、「評価校マニュアル」の「自己点検・評価報告書作成マニュアル」に沿って桜の聖母短期大学自己点検・評価報告書としてとりまとめ、本学ホームページにおいても公表している。

毎年度末に実施する「評価校マニュアル」に基づく自己点検・評価は、関係部署の責任者を中心に分担して実施している。また、基本的には、FD 活動は全教員が参加し、SD 活動には全教職員が参加しており、全教職員が関与して自己点検・評価活動を実施している。

本学は、高等学校の意見聴取については、意見聴取のための機会を特別に設けてはいないものの、学校説明会や高校訪問を通して意見を聴取し、自己点検・評価に活用している。また、本学は、教育・研究活動等の発展を期して、学外における有識者の評価と助言を受けるため、外部評価の実施について「短大部外部評価実施基準」を定めている。この基準に基づき桜の聖母短期大学助言評価委員会を置き、大学の運営に関して広く見識を持ち、かつ本学の振興発展に関心と理解のある学外者を委員として委嘱している。令和 3 年度からは福島県立高校の校長を委員として委嘱し意見を聴取している。さらに平成 30 年度は「短大部自己点検評価・相互評価基準」に基づき、外部評価として聖園学園短期大学との相互評価を実施し、令和 3 年度には愛知文教女子短期大学との相互評価を実施した。相互評価の結果は短期大学基準協会へ報告するとともに、本学ホームページにおいて公開した。

自己点検・評価の結果については、自己点検・評価報告書としてまとめ、関係部署および関係者が改革・改善に活用できるようにしている。内容にもよるが、各部署が年度当初にまとめる重点目標に盛り込んで改革・改善に取り組んでいる。

[区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

<区分 基準 I-C-2 の現状>

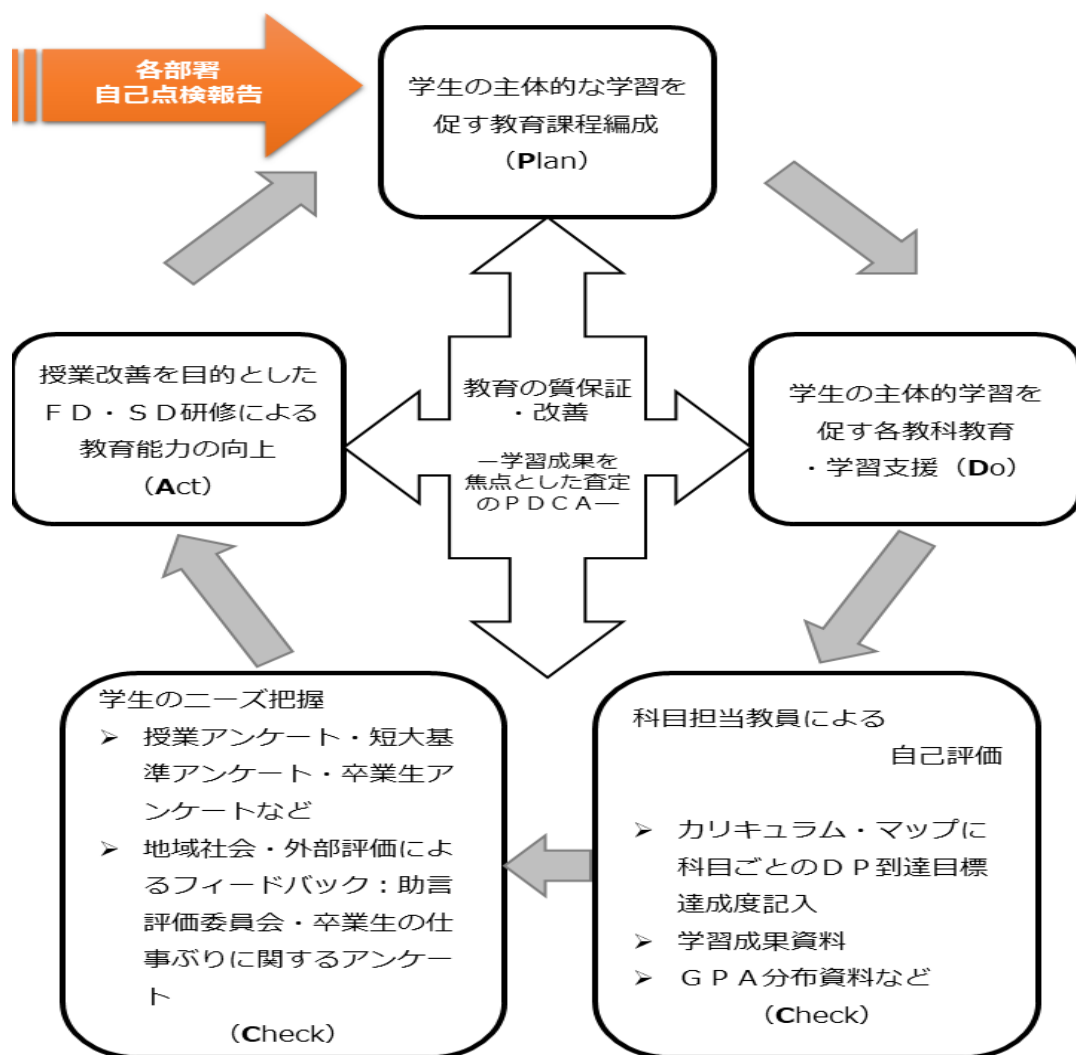
本学は、教育の質を保証している。

本学では、下図のとおり、教育の質保証、改善のために学習成果を焦点化した査定の PDCA サイクルを活用している。

サイクルは、科目担当教員によるカリキュラム・マップへの科目の到達目標の達成度の記入や、学生の GPA 分布図等による科目担当教員の自己評価と、学生のアンケート

トや、地域社会、外部評価などのフィードバックを基にした学生ニーズの把握、これらを踏まえて、各学科・専攻においてFDを実施し、教育の改善・向上・充実につなげている。

また、このFDの中で査定の手法の点検を行っている。



本学では、建学の精神に基づいた「卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)、入学者受け入れの方針(アドミッション・ポリシー)」に沿って入学から卒業までの2年間を組み立てている。教育活動を実施するにあたり、学校教育法を順守し、短期大学設置基準等の関係法令の変更などの通達に従い適宜確認し、法令順守に努めている。

平成29年文科省省令により、学校教育法施行規則の一部を改正する省令が制定され、幼稚園教育要領、小学校、中学校学習指導要領の全部を改正する告示が公示された。

令和元年3月には、文部科学省による教職課程の再課程認定審査が認可され、令和元年度より生活科学科食物栄養専攻(栄養教諭二種)と、同じく福祉こども専攻(幼稚園

教諭二種)の新教育課程を開講し、令和 2 年度は教職新課程の完成年度を終了することができた。

令和 2 年度遠隔授業開講にあたっては、短大設置基準と文科省通達(遠隔授業に関する特例)に従った学則変更を 4 月に行った。令和 3 年度は、令和 4 年度より改訂される短期大学三つの方針に基づく、教育課程の改訂を反映した学則の変更届け出を 3 月に完了した。

教育職員免許法施行規則の改正により、令和 4 年度から、複数の教職課程を設置する大学は、教職課程の円滑かつ効果的な実施により教員の養成の目標を達成するため、大学内の組織間の連携による適切な体制を整備すること、また教職課程を設置する全ての大学は、教職課程を実施するためのカリキュラムや教員組織、施設及び設備の状況等について自ら点検・評価を行い公表することが求められることとなった。本学では、令和 4 年度より教職支援室を設置し、教職支援室を中心に自己点検・評価に取り組んでいる。自己点検・評価報告書はホームページにて公表している。

<テーマ 基準 I -C 内部質保証の課題>

- (1) 自己点検・評価の結果について、各部署が年度当初にまとめる重点目標に盛り込んで改革・改善に取り組んでいるが、結果の活用については各部署の判断に委ねている。関係部署および関係者が確実に改革・改善に活用できるようにしていくことが課題である。

<テーマ 基準 I -C 内部質保証の特記事項>

特になし

<基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

- (a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

(1)

①兼任も含めて職員に建学の精神が共有されているかどうか、年に 2 回実施される重点目標報告会の SD 研修で確認していく。その際に、教員にも確認する。

▶実施状況：年に 2 回実施される重点目標報告会の冒頭の学長挨拶において確認している。

②また、令和 2 年度より修道会から宗教主事が派遣され、教職員がより深くキリスト教学や建学の精神を理解できるように支援を実施する。

▶実施状況：令和 2 年度以降、全体教職員会の開始時に宗教主事によるキリスト教や建学の精神に関わる講話をいただき、その後主の祈りを唱えている。

③生涯学習センターや様々な地域連携活動が、財的に独立採算でできるように補助金

の獲得を目指すことと、学生には無料の合同講座の開設や、様々な地域貢献活動への学生の参加を促し、教育活動の一環として学生への学びの場を提供していく。

▶実施状況：補助金の獲得については、今後も継続して取り組む。

▶実施状況：継続して、学生に対する教育活動の一環として学びの場を提供している。

(2)

①平成30年度に引き続き、令和元年(2019)年度も、SD・FD研修会において各部署の年間目標の中間報告と年間報告を全教職員で共有し、学科・専攻ごとの教育効果について検討を続けた。今後も引き続き、全学での教育効果について検討する機会を設ける。

▶実施状況：継続して各部署の年間目標の中間報告と年間報告を全教職員で共有している。

②さらに、前期SD・FD研修会における各部署年間目標中間報告会に、学生会有志が参加し、自らの学科の学習成果と教育課程の関連について、教職員と情報共有する機会をもつことができた。今後は、学生と教職員がともに、教育効果について情報共有し、考え合う機会を増やし、そこで得られた知見を教育効果の改善に寄与させていく。

▶実施状況：継続して各部署年間目標中間報告会へ学生会有志が参加し情報共有している。考え合う機会については、報告会における質疑応答を通して実現している。

③今年度より、施行し編成した幼稚園教諭教職養成課程と保育士養成課程における新教育課程の教育目的・目標について、作成したカリキュラム・ツリーとカリキュラム・マップに基づいて定期的点検を今後も行う。

▶実施状況：継続して定期的点検を行っている。

④共通教育と専門教育の学習成果については、教育目的・目標に対しての到達度を、全学統一形式のカリキュラム・マップに記載した。科目ごとの到達度を一覧にししながら、学科・専攻における系統性を可視化し、教育課程における学習のプロセスを確認するために活用を開始している。共通教育と専門教育との系統性を明確にし、短期大学としての学習成果を定義していく。

▶実施状況：継続してカリキュラム・マップを活用し、学習成果到達度の確認を行っている。

⑤学科・専攻における学習成果については、科目ごとの学習到達度と教育目標との関連性や、学習者個別の到達度との関連性についても、今後、明確にしていく。

▶実施状況：今後の課題である。

⑥学習成果やカリキュラム・マップを学外にどのように表明していくのか、検討を続ける。教育の効果を高めるために、学習成果を量的、質的に測定し、可視化する仕組みをさらに構築・拡充していく。

▶実施状況：令和4年度より、新教育課程の履修系統を明確化したカリキュラム・マ

ップを公表している。

(3)

①自己点検・評価の結果についての「課題」および「改善計画」を具体的にし、特に「改善計画」については工程等も含めた改善計画を具体的に示して、自己点検・評価の結果を短期大学の教育の改革・改善に活用していく。

➤実施状況：工程等も含めた改善計画となるよう努めている。

②学科・専攻ごとの教育課程の学習成果と短期大学としての学習成果の査定の方法について、検討委員会を設置し検討していく。

➤実施状況：今後の検討課題である。

③学習成果を可視化する手段としてのカリキュラム・マップを学外にどのように表明していくのか、検討を進める。学習成果を量的、質的に測定し、可視化する仕組みをさらに構築・拡充していく。

➤実施状況：令和4年度より、新教育課程の履修系統を明確化したカリキュラム・マップを公表している。

➤実施状況：学習成果を量的、質的に測定し、可視化する仕組みの構築については引き続き検討していく。

④自己点検・評価の結果について、短期大学全体として共通の理解を図り、同じ方向性を持って短期大学としての改革・改善に活用することについて検討していく。

➤実施状況：継続して検討していかなければならない課題である。今年度の自己点検・評価の<テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証の課題>として次の課題を挙げた。

「自己点検・評価の結果について、各部署が年度当初にまとめる重点目標に盛り込んで改革・改善に取り組んでいるが、結果の活用については各部署の判断に委ねている。関係部署および関係者が確実に改革・改善に活用できるようにしていくことが課題である。」

課題に対する改善計画を次のとおり掲げた。

「自己点検・評価の結果を各部署が年度当初にまとめる重点目標に盛り込んで改革・改善に取り組むことができるよう、結果を確実に共有する機会を持つ。これまでも部科長会において自己点検・評価報告書の完成を報告していたが、課題や改善計画について詳細に確認することはなかった。必要に応じて丁寧に確認して各部署の活用に結びつけていく。」

⑤今後も助言評価委員会を継続し、本学教育活動の改善に役立つ具体的提案ができるように充実していく。

➤実施状況：毎年度、助言評価委員会を開催している。評価委員からの意見を改善に生かしている。

⑥高等学校の意見を聴取する体制を早急に整える。

➤実施状況：桜の聖母短期大学助言評価委員会の委員として、令和 3 年度から福島県立高校の校長を委員として委嘱し意見を聴取している。

⑦自己点検・評価への学生参加の取り組み方について、継続し改善する。

➤実施状況：継続して各部署年間目標中間報告会へ学生会有志が参加し情報共有している。

(4) 令和 2 年度、ホームページに短期大学としての学習成果が、卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)であることを明文化し、公表する予定である。

➤実施状況：令和 2 年度よりホームページにおいて学習成果を公表している。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

(1) 生涯学習センターの開放講座や様々な地域連携活動と学生とを有益につなげ、学生にとっては学びの場、成長の場とさせていく。

(2) 生涯学習センターを窓口として迎え入れている多くの地域の成人学習者について、学習成果の活用や在学生を含む多世代の結びつきをどのようにコーディネートするかについて、学務部と常に連携し合い、生涯学習センターを中心に検討する。

(3) 建学の精神を基に、各学科専攻の目指すべき人材像を定め、各学科専攻の学習成果を定めている。しかし、短期大学としての学習成果は定めていない。早急に短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定める。

(4) 各学科・専攻の「学習成果」について、測定を踏まえて総括し、改善のための点検・評価を行う。

(5) 一般財団法人大学・短期大学基準協会による「令和 4 年度短期大学認証評価の振り返りについて」において、「学習成果と卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)は同一のものではなく、学習成果は「三つの方針」の策定の中心に置くものであり、卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)においてはその獲得状況が卒業認定・学位授与の判定に用いられるもの」との指摘がなされている。このことを踏まえて、各学科・専攻の卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)の点検・改善を図る。

(6) 自己点検・評価の結果を各部署が年度当初にまとめる重点目標に盛り込んで改革・改善に取り組むことができるよう、結果を確実に共有する機会を持つ。これまでも部科長会において自己点検・評価報告書の完成を報告していたが、課題

や改善計画について詳細に確認することはなかった。必要に応じて丁寧に確認して各部署の活用に結びつけていく。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

[区分 基準Ⅱ-A-1 学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ①卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (3) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-1 の現状>

本学は、各学科・専攻の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。

キャリア教養学科、生活科学科の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマポリシー）は以下のとおり明確に示している。

【キャリア教養学科】

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマポリシー）

<知識・技能>

- 1 建学の精神を理解している。
- 2 コミュニティの課題を発見して、それを解決していけるような高度で幅広い教養を修得している。

<思考力・判断力・表現力>

- 3 自ら設定した課題について、多様な視点から建設的に考察することができる。
- 4 学んだ知識を有機的に結び付けて、コミュニティに貢献することができる。
- 5 他者と協働するためのスキルの修得を通じて、社会人として自らを発信することができる。

<主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度（主体性・多様性・協働性）>

- 6 社会人における自分の役割を自覚し、常に学び続けながら自らの力を高めることができる。
- 7 多様な人々とつながるコミュニケーション力と真摯な態度を修得している。

【生活科学科】

【食物栄養専攻】

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマポリシー）

<知識・技能>

- 1 建学の精神を理解している。
- 2 栄養士として求められる専門的知識と確かな技術を修得している。

3 栄養士になるために、社会人として必要な教養を修得している。

＜思考・判断力・表現力＞

4 社会のニーズに対応できる食育・栄養の専門的知識とプレゼンテーション能力を修得している。

＜主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度（主体性・多様性・協働性）＞

5 「いのち」を守るために、多様な人々と協働して課題の発見・解決に取り組むことができる。

【福祉こども専攻】

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマポリシー）

＜知識・技能＞

1 建学の精神を理解している。

2 保育者として求められる専門的知識・技術を修得している。

3 保育者になるために、社会人として必要な教養を修得している。

＜思考力・判断力・表現力＞

4 こどもや家庭及び地域について理解し、保育実践から学ぶ姿勢を身につけている。

＜主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度（主体性・多様性・協働性）＞

5 保育者に必要なコミュニケーション力を身につけている。

6 保育者として多様な人々と協働する必要性を理解できる。

7 「子どもの最善の利益」を考え続けることができる。

以上の卒業認定・学位授与の方針(ディプロマポリシー)は、学習成果に対応している。しかし、「桜の聖母短期大学の三つの方針」において、卒業認定・学位授与の方針(ディプロマポリシー)に関わる事として、「62 単位取得と必修等の要件を充たすこと」を定めているが、各学科・専攻の卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)において、卒業の要件等は明確に示してはいない。

学科・専攻の卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)は、文部科学省が提示する「学力の 3 要素」を踏まえて作成されたものであり、社会的・国際的に通用性がある。また、社会的・国際的に通用性があることを示すために学内外に公表している。

卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)の点検については、＜区分 基準Ⅰ-C-2 の現状＞に示した教育の質保証・改善のための査定システムにおいて点検している。

[区分 基準Ⅱ-A-2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。

(2) 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。

- ① 短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
- ② 学習成果に対応した、授業科目を編成している。
- ③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
- ④ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
- ⑤ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
- ⑥ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。

(3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

＜区分 基準Ⅱ-A-2の現状＞

本学は、各学科・専攻の教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)を明確に示している。

キャリア教養学科、生活科学科は、卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)に対応した教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)を明確に示している。

キャリア教養学科、生活科学科は、教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)に従って教育課程を編成している。

学科・専攻の教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、体系的に編成している。

また、学習成果に対応した授業科目を編成している。各学科・専攻において作成しているカリキュラム・マップにおいて、卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)の具体的項目と授業科目との対応を明確にしている。

単位の実質化を図り、年間または学期において履修できる単位数の上限を定め(キャップ制)、学生ハンドブック履修要項に、学科・専攻において上限を別に定めることについて記している。

成績評価については、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行っている。学則において「単位の授与」「単位の認定」「成績評価」「追試験及び再試験」について明らかにしている。

シラバスには必要な項目(学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等)を明示している。

学科・専攻の教育課程の見直しについては、＜区分 基準Ⅰ-C-2の現状＞に示した教育の質保証・改善のための査定システムにおいて点検している。

キャリア教養学科、生活科学科の教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)は、以下のとおりである。

【キャリア教養学科】

キャリア教養学科の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

<知識・理解>

- 1 建学の精神を理解する科目を編成する。
- 2 コミュニティの課題を深く考えるための政治、経済、法制、文化などに関するアカデミックな知識を培う科目を体系的に編成する。
- 3 自己理解を深めるために、職業スキルやメディア・リテラシーに関する力を育むための科目を編成する。

<思考力・判断力・表現力>

- 4 特別研究などの科目を通じて、コミュニティで生じている複雑な問題に対処するための科目を編成する。
- 5 ものごとを俯瞰しながら細やかな配慮ができる力を養える科目を編成する。
- 6 主体的に知をつなぎ、統合する力を養う科目を編成する。
- 7 長期的なライフ・キャリアを見据える力を涵養する科目を編成する。
- 8 他者の声に耳を傾け、自分の考えを多様な表現によって伝えることができるようになる科目を編成する。

<主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度（主体性・多様性・協働性）>

- 9 相手の立場に立ち、違いを受け容れ、協働できる科目を編成する。
- 10 強くてしなやかな意思と、誰かのために一步を踏み出す力を養う科目を編成する。

キャリア教養学科の教育課程は、卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)を踏まえ、定められた教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)に基づき、また、短期大学設置基準にのっとり、体系的に編成されている。

授業科目は、教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)に基づいて編成され、卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)に示された学習成果に対応している。

キャリア教養学科では、教育の目的・目標に掲げた人材を育成するため、専門科目を「初年次教育」(2科目)「専門教養領域」(18科目)「職業スキル領域」(18科目)「外国語・海外事情領域」(19科目)「総合的研究」(6分野の特別研究×前期・後期)「司書」(13科目/「生涯学習概論」は「学科専門科目」にも含む)5つに分類している。

これら授業科目と学習成果との関係は、カリキュラム・マップに示されている。また、シラバスには、学習成果がより具体的な「目標」として明記されている。配置された専門科目のうち、必修科目は5科目、選択科目は57科目である。また、司書の資格を取得するには、司書課程の13科目すべてを履修することが求められる。キャリア教養学科では、学生が卒業後の進路に応じ主体的に科目を選択し体系的に学習を進められるよう、学習と科目選択の指針として3つのコース(地域デザインコース・グローバル観光コース・ビジネスキャリアコース)を提示している。また、学生が体系的に学習を進められるよう、履修モデルごとにカリキュラム・ツリーを作成し、各科目の関係や学びの順序を明確にしている。また、司書資格のほか、ビジネス実務士資格、実践キャリ

ア実務士資格、社会福祉主事任用資格、ピアヘルパー受験資格を取得可能なカリキュラムを編成している。更に、医療事務検定、TOEIC、ファイナンシャル・プランニング技能検定や四年制大学への編入学については、試験勉強に役立つ授業科目が配置されている。

キャリア教養学科では、単位の実質化を図るため、専門科目の履修単位数に上限を定めている。また、学生に予習・復習を促すため、シラバスには、必要な予習・復習時間や内容、教科書・参考書等が明記されている。

成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。成績評価については、学則で規定し、その客観性及び厳格性を確保し、学生に対しその基準をあらかじめ明示するため、学生ハンドブックに明記している。

シラバスには、学習成果(目標)、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書など必要な項目が明記されている。

令和3年度より、短大三つの方針の改訂に伴う教育課程の改訂が行われ、令和4年度入学生より新カリキュラムが開始された。

【生活科学科】

生活科学科の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

【食物栄養専攻】

＜知識・技能＞

- 1 建学の精神を理解する科目を編成する
- 2 人体・栄養・健康に関する知識と技術を修得する科目を編成する。
- 3 食品・調理に関する知識と技術を修得する科目を編成する。
- 4 社会生活・文化に関する知識と技術を修得する科目を編成する。

＜思考力・判断力・表現力＞

- 5 コミュニケーション力・プレゼンテーション力・課題解決力に関する知識と技術を修得する科目を編成する。

＜主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度（主体性・多様性・協働性）＞

- 6 社会の変化に対応して、自発的に学び続け、多様な人々と協働し、地域の健康づくりや生活習慣病予防に貢献できる実践力を修得する科目を編成する。

【福祉こども専攻】

＜知識・技能＞・＜思考力・判断力・表現力＞

- 1 建学の精神を理解する科目を編成する。
- 2 保育の本質、保育の内容・方法、保育の表現技術に関する知識と技術を修得する科目を編成する。
- 3 こどもの発達の特性と発達過程についての知識を修得する科目を編成する。
- 4 こどもの生活習慣についての知識と技術を修得する科目を編成する。
- 5 保育の現場（幼稚園、保育所、施設など）や家庭を理解する科目を編成する。
- 6 教職・教育課程の意義、各教科の指導法、教育の方法の知識と技術を修得する

科目を編成する。

<主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度（主体性・多様性・協同性）>

- 7 保育者に必要な感性、協調性、主体性を培う科目を編成する。
- 8 多様な人々と関わりながら協働し、課題を解決できるようになる科目を編成する。
- 9 家庭や地域と連携をし、「子どもの最善の利益」を考え続けることができるようになる科目を編成する。

生活科学科「食物栄養専攻」と「福祉こども専攻」の教育課程は、卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)を踏まえ定められた教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)に基づき、また、短期大学設置基準にのっとり、体系的に編成されている。

授業科目は、教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)に基づいて編成され、卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)に示された学習成果に対応している。

「食物栄養専攻」では、栄養士及び栄養教諭として求められる専門知識・技術、実践能力を修得するために、栄養士資格に関しては「栄養士法施行規則」、栄養教諭二種免許取得に関しては栄養士資格を基礎とした「教員免許法施行規則」に定められた科目を柱として授業を体系的に編成している。

また、「福祉こども専攻」では、幼稚園教諭及び保育士として求められる専門知識・技術、実践能力を修得するために幼稚園教諭二種免許取得に関しては「教員免許法施行規則」に定められた科目、保育士資格に関しては「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準」に定められた科目を柱として授業科目を体系的に編成している。これら授業科目と学習成果との関係は、カリキュラム・マップに示されている。

「食物栄養専攻」では、栄養士養成のためのコアカリキュラムを網羅した体系的な教育内容とするため、学習年次や開講時期を変更し、平成 24 年度より実施している。平成 26 年度はカリキュラム・ツリーを作成し、平成 27 年度は献立作成能力向上を目指し、カリキュラム・ツリーの見直し作業、科目間の連携強化を図った。平成 28 年度は栄養教諭のカリキュラム・ツリーの見直しを図った。

令和 2 年度より、カリキュラムの見直しを開始し、令和 3 年度短大三つの方針の改訂に伴う教育課程の改訂を行い、令和 4 年度入学生より新カリキュラムが開始された。

「福祉こども専攻」においては、保育実習、幼稚園教育実習を核とした科目間連携をもとにした、カリキュラム・ツリーについての検討を平成 27 年度より継続している。

「保育基礎演習」「保育相談実践演習」「保育・教職実践演習」等の科目と学内子育て支援広場の課外活用において、実践的学修方法を構築してきた。

令和元年度より、文部科学省告示の幼稚園教諭養成課程、厚生労働省告示による保育士養成課程の新教育課程に基づき、各教科の新シラバスが作成され、開講された。新科目を含めた科目間連携を目的としたカリキュラム・ツリー、カリキュラム・マップ改訂が行われた。

令和 3 年度より、短大三つの方針の改訂に伴う教育課程の改訂が行われ、令和 4 年

度入学生より新カリキュラムが開始された。

令和4年度から令和5年度にかけて、福祉こども専攻においてCAP制の効果的な活用のもとに資格取得科目の履修年度・期の検討を行い、令和6年度よりカリキュラムの一部改訂を行う。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

＜区分 基準Ⅱ-A-3 の現状＞

本学の教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。

本学の学習の基礎となる教養科目を各学科・専攻の共通科目と位置づけている。令和4年度入学生からの新カリキュラムでは、共通科目の目的を、教養科目を通して、建学の精神について学び、生涯を通して学習していく主体性や、多様な人々と協働しつつ学習する態度を身につけることとしている。この目的を達成するために17科目を開設・開講している。このことから教養教育の内容と実施体制は確立しているといえる。

教養科目と専門教育との関連を明確に示すために、学科・専攻の学年・学期別に科目配置を行い、学習の系統化と総合化を図り、カリキュラム・ツリーとカリキュラム・マップに明示している。

教養教育の効果については、科目ごとにカリキュラム・マップ(ループリック)の到達目標の到達度において測定・評価し、改善に生かしている。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

＜区分 基準Ⅱ-A-4 の現状＞

本学の教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。

学科・専攻においての専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。「キャリア教養学科」「生活科学科」の具体的な職業教育は

次のとおりである。

【キャリア教養学科】

キャリア教養学科では、学科の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。本学科は、3つのコース(地域デザインコース・グローバル観光コース・ビジネスキャリアコース)を提示し、学生が希望する進路に進むために履修することが望ましい科目を示している。

また、学生が卒業後の進路を明確にし、社会人として必要なマナー、スキル、主体的な態度等を身につけられるよう専門科目として「職業スキルの領域」の科目(キャリア形成論、ビジネス実務、インターンシップ、リーダーシップ入門など)を配置している。

また、課題を発見し解決する力、多様な人と協働する力など社会人として必要な能力を身に付けられるよう、多くの科目で主体的、対話的な深い学び(アクティブ・ラーニング)を取り入れることに努めている。

このような取り組みについては、年1回開催されている助言評価委員会の意見、短大生調査、卒業生調査、就職先企業等を対象としたアンケート結果や進路一覧等を基に、学科会議において定期的に評価し、改善を行っている。

【生活科学科】

生活科学科では、専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。

食物栄養専攻では、栄養士免許取得に向けて講義や演習などに加えて学内カフェテリア(給食管理実習室)において、学内実習として1年次「給食管理・学内実習Ⅰ」、2年次「給食管理・学内実習Ⅱ」をそれぞれ実施している。これらの学内実習を踏まえて、2年次「給食管理・学外実習」を実施している。また、職業教育の効果を測定・評価し、改善するために家庭料理技能検定を取り入れて、知識及び技能の評価を行っている。

また、栄養教諭二種免許状取得のための「栄養教育実習」では、5日間の教育実習を行う。教育実習の前後に「栄養教育実習事前事後指導」を履修することにより、学生は教育実習の準備と振り返りを行い、経験を深めることができる。

福祉こども専攻では、保育士資格と幼稚園教諭二種免許状取得のため、学内で受講する講義や演習などに加えて、1年次「保育実習Ⅰ(保育所)」「幼稚園教育実習Ⅰ」、2年次「保育実習Ⅰ(施設)」「保育実習Ⅱ・Ⅲ」「幼稚園教育実習Ⅱ」の学外実習を行う。各実習の前後に「保育実習指導Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」「幼稚園教育実習事前事後指導」を履修することにより、学生は教育実習の準備と振り返りを行い、経験を深めることができる。令和5年度は新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、市内保育園で参加観察を1年次前期より通常通り実施した。

学外実習事前の1年次前期から、学内子育て支援施設「親と子のひろば」と地域子育て支援広場「さくらっこ広場」、市内保育園での参加観察実習を課外学習として取り入れた教科目「保育基礎演習」で、子どもと関わり、保育現場に実習に入る基礎を体験

的に学んでいる。令和４年度は新型コロナウイルス感染症拡大が継続したが、市内保育園で参加観察の引き受けが可能となり、１年次前期に実施した。

授業科目での「知識・技術」を現場実習の中で、体験的に捉え直し、省察する主体的、対話的な深い学びを繰り返すことで、現場で「考え続け、学び続ける保育者」としての「意欲や態度」それに伴う「思考力・探究力」を、育成している。

このような取り組みについては、年１回開催されている助言評価委員会の意見、短大生調査、卒業生調査、就職先企業等を対象としたアンケート結果や進路一覧等を基に、学科・専攻会議において定期的に評価し、改善を行っている。

職業教育に関しての効果・測定・評価は、「本学卒業生の仕事ぶりに関するアンケート」により、就業先への接続に関して調査を行い、職業教育の構築の在り方についての点検評価を行い、改善を継続している。

[区分 基準Ⅱ-A-5 学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-5 の現状>

本学は、各学科・専攻の入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）は学習成果に対応している。

キャリア教養学科、生活科学科の入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）は以下のとおりである。

【キャリア教養学科】

入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）

<知識・技能>

- 1 建学の精神を理解しようとする意欲のある人。
- 2 入学後の学修に必要な基礎学力としての知識を有している人。

<思考力・判断力・表現力>

- <主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度（主体性・多様性・協働性）>
- 3 自ら考え行動し、何事にも積極的に参加しようという意欲を持つ人。
 - 4 多様な人とコミュニケーションをとって、自らのキャリアを切り開く意思がある人。
 - 5 コミュニティを理解するための教養と自立のための実学を身につけたいという意欲を持つ人。

【生活科学科】

【食物栄養専攻】

入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）

<知識・技能><思考・判断力・表現力>

- 1 建学の精神を理解しようとする意欲のある人。
- 2 入学後の学修に必要な基礎学力としての知識を有している人。

<主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度（主体性・多様性・協働性）>

- 3 食に関心があり、学ぶ意欲がある人。
- 4 思いやりの心を持ち、チームで協働できる人。
- 5 食の専門家になるための明確な目的意識を持ち、努力ができる人。

【福祉こども専攻】

入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）

<知識・技能><思考・判断力・表現力>

- 1 建学の精神を理解しようとする意欲のある人。
- 2 入学後の学修に必要な基礎学力としての知識及び課題に取り組む技術を有している人。
- 3 問題、課題に対し、自らが持つ知識、教養を用いて思考し、主体的に判断をして、問題、課題に取り組める人。

<主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度（主体性・多様性・協働性）>

- 4 保育について学ぶ強い意志を持つ人。
- 5 思いやりの心を持ち、チームで協働できる人。
- 6 こどもの育ちを大切に考え、問題意識を持って行動できる人。

学生募集要項に入学者受け入れの方針(アドミッション・ポリシー)を明示している。

入学者受け入れの方針(アドミッション・ポリシー)は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。学生募集要項において、「本学は、本学での学修に対する目的や意欲を持ち、高等学校までの学習及び経験を通じての基礎的な知識・技能・態度を身につけ、さまざまな課題について主体的に考え実践し、その知識等や考え実践した事を表現し、多様な人々と協働しつつ学修する態度の基礎を身につけている人を受け入れます」とし、このような入学者を適正に選抜するため、次のイ～ホに留意した多様な選抜を実施することを示している。

イ 高等学校卒業程度の教育課程を経て、基礎的な知識を修得していること(知識・

技能)

ロ 高等学校までの履修内容のうち日本語能力の基礎的な内容を身につけていること(知識・技能)

ハ さまざまな課題について、知識や情報をもとに、筋道を立てて考えたことを表現できること(思考力・判断力・表現力)

二 学びたい学科・専攻の知識や経験を多様な人々と協働して社会で活かしたいという目的意識と意欲があること(主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度)

ホ 入学前教育として求められる基礎的な知識を身につけるための課題に最後まで取り組む意志があること(主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度)

これらに対応する入学者受け入れの方針(アドミッション・ポリシー)を各学科において定めており、入学者受け入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示しているといえる。

入学者選抜の方法は、入学者受け入れの方針に対応している。本学は入学者選抜の方法として、「学校推薦型選抜(指定校)」、「特別推薦型選抜」、「学校推薦型選抜(公募)」、「総合型選抜」、「一般選抜」、「大学入学共通テスト利用選抜」、「帰国子女選抜」、「社会人選抜」、「外国人学生選抜」制度を設けている。それぞれの選抜について、入学者受け入れの方針(アドミッション・ポリシー)に対応していることを確認し明確にしている。

高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。それぞれの選抜方法において出願資格を明確にしたうえで、選抜に関わる項目や配点を明確に示し、基準に基づく選考を公正かつ適正に実施している。

授業料、その他入学に必要な経費については、学生募集要項、ウェブサイト、オープンキャンパスにおいて入学金を含む学生納付金等の一覧を明示、説明をしている。また、学生納付金等の延納・分割納入にかかわる特別措置についても、学生募集要項に明示し個別の相談に対応している。

平成 30 年度に「アドミッションセンター」を設置しアドミッションセンター長及びアドミッションオフィサーを配置し、入学から卒業まで一貫した支援体制にしている。

受験の問い合わせや資料請求については、直通の電話番号を設置し、PC サイト・スマホサイトに問い合わせフォームを整備し対応している。

受験の問い合わせなどに対しては、アドミッションセンターが適切に対応している。また、1 年間をとおして学内見学及び短大説明の機会を設け、個別対応に対応している。

教職員による高校訪問を通して得た高等学校関係者からの様々な意見は「訪問報告書(出張報告)」記載を求め、入試センターで PDF に変換・共有ファイルに保存し情報の共有を図っている。また、6 月に本学主催で開催した学校・入試説明会では、質疑・応答の時間を設け、直接高校教員からの様々な意見を聴取し対応している。入学者受け入れの方針(アドミッション・ポリシー)に限定して意見を聴取しているわけではないが、高等学校関係者からの様々な意見を踏まえて入学者受け入れの方針(アドミッション・ポリシー)を点検している。

[区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

<区分 基準Ⅱ-A-6の現状>

学科・専攻の学習成果は明確であるが、短期大学の学習成果は明確になっていない。

学科・専攻の学習成果には具体性がある。キャリア教養学科、生活科学科の学習成果は以下のとおりである。

【キャリア教養学科】

学習成果

<知識・技能>

- 1 建学の精神を理解している。
- 2 コミュニティの課題を発見して、それを解決していけるような高度で幅広い教養を修得している

<思考力・判断力・表現力>

- 3 自ら設定した課題について、多様な視点から建設的に考察することができる。
- 4 学んだ知識を有機的に結び付けて、コミュニティに貢献することができる。
- 5 他者と協働するためのスキルの修得を通じて、社会人として自らを発信することができる。

<主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度（主体性・多様性・協働性）>

- 6 社会人における自分の役割を自覚し、常に学び続けながら自らの力を高めることができる。
- 7 多様な人々とつながるコミュニケーション力と真摯な態度を修得している。

【生活科学科】

【食物栄養専攻】

学習成果

<知識・技能>

- 1 建学の精神を理解している。
- 2 栄養士として求められる専門的知識と確かな技術を修得している。
- 3 栄養士になるために、社会人として必要な教養を修得している。

<思考・判断力・表現力>

- 4 社会のニーズに対応できる食育・栄養の専門的知識とプレゼンテーション能力を修得している。

<主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度（主体性・多様性・協働性）>

- 5 「いのち」を守るために、多様な人々と協働して課題の発見・解決に取り組むことができる。

【福祉こども専攻】

学習成果

<知識・技能>

- 1 建学の精神を理解している。
- 2 保育者として求められる専門的知識・技術を修得している。
- 3 保育者になるために、社会人として必要な教養を修得している。

<思考力・判断力・表現力>

- 4 こどもや家庭及び地域について理解し、保育実践から学ぶ姿勢を身につけている。

<主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度（主体性・多様性・協働性）>

- 5 保育者に必要なコミュニケーション力を身につけている。
- 6 保育者として多様な人々と協働する必要性を理解できる。
- 7 「子どもの最善の利益」を考え続けることができる。

各学科・専攻のより具体性のある学習成果について次にまとめる。

以下に述べる資格取得等は、キャリア教養学科におけるより具体性のある学習成果である。

すなわち、学生ハンドブックに明記された必要科目を修得することにより、司書資格、ビジネス実務士資格、実践キャリア実務士資格や社会福祉主事任用資格については、それぞれの資格を取得することができ、ピアヘルパーについては受験資格を得ることができる。また、医療事務検定、TOEIC、ファイナンシャル・プランニング技能検定や編入学試験については、資格取得や受験に役立つ授業科目が配置されている。

学習成果の獲得状況は、特別研究の授業を通して測定・評価するために令和元年度に作成された特別研究ルーブリックによって測定可能である。

以下に述べる資格取得等は、生活科学科におけるより具体性のある学習成果である。

すなわち学生ハンドブックに明記された必要科目を修得することにより、食物栄養専攻では栄養士、栄養教諭二種免許、社会福祉主事任用資格を取得することができる。また、フードサイエンティスト、フードコーディネーター3級については資格取得や受験に役立つ授業科目が配置されている。

また、栄養士として求められる専門性は、知識理解と技術及びその応用が総合的に反映され、実践できる力として評価される。基礎となる知識理解は、栄養士実力認定試験において、調理技術の向上は家庭料理技能検定 3 級において図られており、定量的な数値目標として学習成果が示されている。

福祉こども専攻では、保育士、幼稚園教諭二種免許、社会福祉主事任用資格を取得することができる。これら資格取得は、具体性のある学習成果である。一方、幼稚園教諭及び保育士として求められる専門性は、保育士資格、幼稚園教諭二種免許の資格を取得することを基礎に、「保育の質」「子どもの最善の利益」を担保できる保育者養成を目指した学習成果を上げるための、保育者養成の教育課程を構築してきた。

以上の各学科・専攻の学習成果は一定期間内で獲得可能である。先述の「卒業認定・学

位授与の方針(ディプロマポリシー)」に対応させた教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)に基づく教育課程により、2年間で獲得することが可能である。

また、各学科・専攻の学習成果は測定可能である。各学科・専攻共通の教養科目および各学科・専攻の専門科目と各学科・専攻の学習成果を対応させたカリキュラム・マップを作成している。また、カリキュラム・マップにおいて、科目ごとに学習成果に対応する到達目標を最重点目標・重点目標として定めている。このカリキュラム・マップを用いて、教授ポートフォリオを作成し、学習成果を測定している。教授ポートフォリオには、科目担当教員が学習者の成績評価をふまえて科目として掲げる到達目標の到達レベルを分析・評価しその結果を記入すると同時に、学習成果に対応する到達目標として定める最重点目標・重点目標を4段階で評価して記入している。科目ごとの学習成果の測定を積み重ね、最終的には各学科・専攻の教育課程レベルの学習成果の測定に活用している。また、キャリア教養学科においては、学習成果の獲得状況を特別研究の授業を通して測定・評価するために令和元年度に作成された特別研究ルーブリックによっても測定している。

さらに、各学科・専攻の学習成果は、単位認定状況表、短大生調査、在学生アンケート、桜の聖母短期大学卒業生調査、本学卒業生の仕事ぶりに関するアンケートなどから量的、質的に測定可能である。

[区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積(ポートフォリオ)、ルーブリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

<区分 基準Ⅱ-A-7 の現状>

本学は、学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。

GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積(ポートフォリオ)、ルーブリック分布などを活用している。各授業科目や教育課程の学習成果を測定・評価するために、成績評価(秀、優、良、可、不可)の分布、GPA の分布、資格等の取得状況、試験の合格状況、カリキュラム・マップ(教授ポートフォリオ)等を活用している。また、キャリア教養学科では、卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)に示された学習成果の獲得状況を特別研究の授業を通して測定・評価するために、特別研究ルーブリックを活用した。

教育課程の学習成果の獲得状況等を、学生や就職先企業等の視点で量的・質的デー

タに基づき評価するために、短大生調査、卒業生調査、在学生アンケート、卒業生の仕事ぶりアンケート、進路一覧等を活用している。この他、外部の評価により学習成果の獲得状況を把握する指標として、編入学試験や資格試験の合格状況がある。

学習成果の獲得状況の把握に関わる量的・質的データの一部は本学ホームページ等で公表しているが、学習成果をこれらの量的・質的データに基づき評価し、公表するには至っていない。

〔区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

<区分 基準Ⅱ-A-8 の現状>

本学は、学生の卒業後評価への取り組みを行っている。

キャリア支援センターでは毎年2月に学生の就職先に対して、卒業生の仕事ぶりに関するアンケートを実施している。令和5年度からは、Webフォームを導入することで、企業・本学双方の負担を軽減し、より適切な情報収集・学習成果の点検ができる体制を整備した。令和2年度から、各学科・専攻で定めた正課教育の到達目標を観点とした評価内容に変更し、5段階評価から4段階評価にすることで学生の成長及び改善点を明確化した。更に、当アンケートは、卒業生の異動調査も兼ねており対象者を卒後2年から3年へと拡張したことで卒後3年までの現況把握を可能とした。キャリア支援センターの教職員は学生の就職先企業・保育園の人事担当者等による本学訪問の際に、卒業生の状況について聞き取りを行った。この他、生活科学科(食物栄養専攻、福祉こども専攻)では、教員が実習先を訪問した際に、学生や卒業生の状況等について聴取している。また、キャリア支援センターの職員がインターンシップの受け入れ先企業等を訪問した際に学生の状況等について聴取している。

アンケート調査や訪問の際に得られた情報は、各学科・専攻において共有し、学習成果の点検に活用している。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

(1) 本学は、学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)を明確に示している。しかし、基準Ⅱ-A-1における自己点検・評価のための観点の一つとして、

(1) 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。

①卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。

ことが挙げられている。しかし、本学の現状は、短期大学としての三つの方針において、卒業要件(62単位取得と必修等の要件)を満たすことを定めているが、学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)において、成績評価の

基準や資格取得の要件は明確に示していない。これらについて、明確に示す必要がある。

(2) 基準Ⅱ-A-5における自己点検・評価のための観点の一つとして、

(9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

ことが挙げられているが、本学の状況は十分とは言えない。入学者受入れの方針について、高等学校関係者の意見を聴取して定期的に点検する体制を整える必要がある。令和5年度は学生募集に関わる高校訪問の機会を大幅に増やした。訪問の機会に得た意見を整理し定期的な点検にどのように生かすかが課題である。

(3) 本学において、学科・専攻の学習成果は明確であるが、短期大学の学習成果は明確になっていない。短期大学の学習成果を明確にする必要がある。(基準Ⅱ-A-6)

(4) 基準Ⅱ-A-7における自己点検・評価のための観点の一つとして、

(3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

ことが挙げられている。しかし、学習成果の獲得状況の把握に関わる量的・質的データの一部は本学ホームページ等で公表しているが、学習成果をこれらの量的・質的データに基づき評価し、公表するには至っていない。評価し公表する体制を整える必要がある。

(5) キャリア教養学科では、令和4年度に導入した3コース(地域デザインコース・グローバル観光コース・ビジネスキャリアコース)の特徴の明確化や学生の就職・進学先が各コースの特徴が反映できるように学生支援を行うことが課題である。

(6) 令和4年度教育課程の改訂に伴い、生活科学科では、初年次教育を改訂した。初年次教育の学習成果について、完成年度となる今年度までの状況を踏まえて、総括、点検評価することが課題である。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

特記事項なし。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

〔テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援〕

〔区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
 - ② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
 - ④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
 - ② 所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
 - ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。
 - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
 - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
 - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

＜区分 基準Ⅱ-B-1 の現状＞

教員は、シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。

教員は、学生の学習成果の獲得状況を前期・後期ごとに回覧する成績分布資料、GPA 一覧表、顧問教員に配布する単位取得状況などで確認して把握している。

教員は、学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。授業改善に当たっては、令和 3 年度まで大学間連携「FD ネットワークつばさ」の授業改善アンケート

を採用していたが、令和4年度より本学独自のWEB方式の授業改善アンケートの実施を開始した。前期末、後期末に該当する科目についてアンケートを行っている。アンケート結果は授業担当教員へフィードバックし、各教員が自己点検・評価を実施して学務部に提出している。

教員は、学科・専攻ごとに、授業担当者間を超えて、カリキュラム・マップを作成し、科目間連携に努め、系統的な科目履修について情報共有と調整を継続している。

教員は、各学科・専攻、共通科目ごとのカリキュラム・マップに学習成果を4段階に記入し、一覧にして可視化して教授ポートフォリオを作成し、教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。

教員は、履修及び卒業に向けてのガイダンスを、前期1回、後期1回行い、学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。

事務職員は、所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。学務部所属の専任職員2名においては職務である学生の履修登録手続き、成績処理、成績発表、履修状況の学生への連絡、教員との調整作業等を通して、学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。

学務部所属の専任職員は、教員が作成したシラバスを桜の聖母短期大学ウェブサイトで公表し、科目ごとの教育目的・目標を学生に提示するとともに、その達成状況を成績分布一覧やGPA一覧で把握している。

また、学務部所属の専任職員は、窓口での履修指導業務や教員との連絡調整、前期・後期の学務ガイダンスなどの職務を通じて、学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。

事務職員は、学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。

図書館には専任職員1名と司書資格を持つ兼任職員1名を配置し、学生の図書館利用の促進を図るため、図書館利用案内を作成し、授業において図書館の利用方法を説明するなど学生の学習向上のために支援を行っている。

教職員は、図書館の学生の利便性を向上させるため、本の福袋、図書貸出ポイント制度、にぎやかな図書館 Day など令和4年度に引き続き企画・実施した。また学生ボランティアと連携した「ペリカンプロジェクト」では利用促進のために学生ホールでの移動図書館を実施した。

教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。教職員は一人一台のパソコンを利用している。教職員のみがアクセス可能なフォルダを設け、学校運営に関する情報の共有している。また前年度に設置したタブレット型パソコン110台を授業等で活用し、文書作成技法、表計算作成技法、プレゼンテーション技法を、実社会においてICT利活用能力を獲できるように教育・支援している。さらにマルグリット館とマリアンホールの全館整備したWi-Fiにより、学生・教職員が自身の電子機器を用いて授業を行ったり、受講したりすることのできる環境が整い、活用している。

教職員は、学生による学内LAN及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。学生による学内LAN及びコンピュータの利用を促進するための取り組みとして、入学時に情報システムのアカウントを与え、個人用メールアドレス(学生番号@ssjc.ac.jp)も付与される。またクラウド型グループウェアを導入し、学外からでもウェブ

ブラウザを用いて簡単かつ安全に授業の資料の確認、課題の提出ができるようになっており、その利用を促進している。さらに学内にある計5台のプリンタから、学生が自由に出力できるようになっている。上述の環境の運用にあたっては桜の聖母短期大学コンピュータネットワーク等基準に基づき適切に運用しているが、なお適切な利用を促進するために3つのコンピュータ教室と事務室前、学生ラウンジ内にその基準の内容を噛み砕いた、利用方法に関する案内を制作・掲示し、実効性を高めている。

教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。新入生に関しては、情報演習Ⅰの初回の授業でコンピュータ利用のためのオリエンテーションを行っている。

また、近年のICT利活用についても、2年生の情報関連の授業で、情報化社会の進展なども含めコンピュータの利用技術の向上を図っている。さらに、図書館情報関連の授業でも、ICTを用いたデータベースの利活用について、授業を行っている。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続き者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

<区分 基準Ⅱ-B-2の現状>

入学手続き者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を桜の聖母短期大学学校案内やウェブサイト[入学案内デジタルパンフレット]等で提供している。

入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション(新入生ガイダンス)を実施している。

学習成果の獲得に向けて、学習の動機付けに焦点を合わせた履修登録、学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。学務部主催の、ガイダンスを前期1回、後

期1回行い、教育内容やシラバスについても改めて伝達しながら、履修登録についての助言と補助を行っている。なお、履修や教育内容等に関することについては、年間を通して随時、学務担当の教職員を中心として学生支援を継続している。

学習成果の獲得に向けて、学生便覧として「学生ハンドブック」など、学習支援のための印刷物(ウェブサイトを含む)を発行している。

基礎学力が不足する学生や能力の差異がある学生に対し、各学科専攻および授業担当教員の判断により必要に応じて個別に補習授業を行っている。

学習上の悩み等の相談に対し、適切な指導助言を行う顧問制度体制を整備している。

進度の早い学生に対し、各学科専攻および授業担当教員の判断により必要に応じて個別に対応している。

学習成果の獲得に向けた留学生の受け入れ及び留学生の派遣(長期・短期)について、過去における留学生の受け入れの実績はあるが、現在のところは行っていない。

学習成果の獲得状況の量的・質的データに基づき学習支援方を点検している。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的にやっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織(学生指導、厚生補導等)を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舍が必要な学生に支援(学生寮、宿舍のあっせん等)を行っている。
- (5) 通学のための便宜(通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等)を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習(日本語教育等)及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動(地域活動、地域貢献、ボランティア活動等)に対して積極的に評価している。

<区分 基準Ⅱ-B-3の現状>

学生生活支援のための教職員の組織(学生指導、厚生指導等)を整備している。その中核を担う教職員組織として、学生支援部を整備している。本組織の中には健康サポート委員

会が含まれ、健康管理室、学生相談室を整備し、運営している。また、学生会各種行事がスムーズに運営できるよう、各委員会や行事ごとに担当の教職員を適宜配置し、支援充実のために組織的に活動している。令和5年度は、歓迎会、B&L 交流会(4月)、あかしや祭(11月)、クリスマスパーティー(12月)、フェアウェルパーティー(3月)、送別会(3月)の全ての行事をコロナ前に戻して実施した。また、担当以外の教職員にも学生会行事には積極的に参加するよう呼びかけ、全学で、学生活動を盛り上げていける体制を整えている。

クラブ活動、学園行事、学友会等、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。全学生をもって構成される学生会及び各学科・専攻の各学年を代表するクラス委員長、副委員長より構成される B&L 委員会は、会員の自主活動を促進し、会員相互の親睦および学生生活の向上を目指し、積極的に活動している。また、学生会と B&L 委員会の定期的な会合である学生委員会に、学生支援部長と学生会担当の教員がオブザーバーとして参加している。学生会の下部組織には、選挙管理委員会、あかしや祭実行委員会、歓送迎会実行委員会、B&L 委員会、フェアウェルパーティー実行委員会、卒業アルバム委員会、クリスマスパーティー実行委員会が設置されている。全ての学生活動において、学生支援部委員を中心とした担当教職員を顧問として配置し、学生による活動を後方支援している。クラブ活動においては、ESS(英語劇)、ミリアムローターアクト、P. A. S. S(ダンス)、こども会、マリアンコラル(合唱)、庭プロジェクト、サムシングスポーツがサークルとして存在おり、顧問教員が必要に応じて指導、支援を行っている。

学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。本学では通常、収容定員数の座席を設けた第1学生ホール(学生食堂)にて、食物栄養専攻の学生が授業として行う集団給食の学内実習期間中(6月、7月、11月、12月)において、調理したランチセットを400円で提供している。売店は、月曜日～金曜日の11時45分～13時00分の時間において、近隣のスーパーと提携し、弁当類、惣菜、デザート、飲み物等を販売、さらに、火曜日においては、障害福祉サービス事業所によるパンの販売を行っている。他にも、飲料水やアイスクリームの自販機も設置している。また、キャンパスから徒歩2分程度の距離にスーパーマーケットやコンビニエンスストアがあり、学生達は利用している。学生のキャンパス・アメニティとして、ミーティングスペースと印刷設備を備えた学生生活動室「さくらルーム」や第2学生ホール、ラーニングコモンズ室、学生相談室の開放等、学生らの多様なニーズに配慮している。

本学は学生寮を設置していないが、キャンパス周辺には、本学の学生が優先的に入居できる指定アパートが4棟あり、希望者には各アパートの外観、内観、諸費用、設備、地図等を掲載した小冊子を配布し、随時紹介している。また、指定アパートの管理者とは、毎年9月頃に定期懇談会を開催している。学生たちの日常生活ニーズを把握する貴重な機会となっており、定期的なコミュニケーションに基づく連携体制の構築が、万が一トラブルが発生した際のスムーズな対応に繋がっている。

通学のための便宜を図っている。通学バスの運行は行っていないが、「桜の聖母短期大学」というバス停があり、市内循環バス2コースが100円で利用できる。本学では交通事故のリスクが危惧されるため、学生による自家用車での通学は原則認めていない。ただし、公共交通機関の利用が著しく困難な地域在住者等、やむを得ない事情がある場合限り本人からの申請があれば、審査の上で例外的に許可することがある。駐輪場は約100台

を置けるスペースがあり、駐車場も若干ではあるが有料で貸し出している。

奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。経済的な支援を必要とする学生には、入学金や学費の減免制度、各種奨学金による支援を行っている。主な経済支援制度は以下の通りである。

- ・桜の聖母短期大学奨学金制度
- ・桜の聖母短期大学資格特待生奨学金制度
- ・桜の聖母短期大学入学金減免制度
- ・桜の聖母短期大学東日本大震災学生の学生納付金等減免制度
- ・桜の聖母短期大学私費外国人留学生の授業料減免制度
- ・桜の聖母短期大学社会人学生学費減免制度
- ・聖マルグリット・ブルジョア奨学金制度（C.N.D. 奨学金）
- ・福島県奨学資金
- ・高等教育の修学支援新制度
- ・日本学生支援機構第1種奨学金
- ・日本学生支援機構第2種奨学金
- ・専門実践教育訓練給付金制度

学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。学生が心身ともに健康で明るく充実した学生生活を過ごせるように、学生支援部の組織内に、健康サポート委員会を設置している。健康サポート委員会は、学生の健康管理のために、健康管理室において、有資格者(看護師)の兼任職員が健康アドバイザーとして交替で勤務しており、体調不良だけでなく、精神面の悩みについても対応している。さらに、心身両面のサポートを目的とした広報誌「さくらウエルネス」を、令和5年度は4回発行し、学生の総合的な健康意識の向上に寄与している。また、多様な学生の個別ニーズに応えるために健康管理室を拠点として、基本的な生活指導や栄養指導等を定期的に実施している。学生相談については健康管理室でのインテークを経て、必要に応じて医療機関を始めとする各専門機関へとリファーしている。面談にあたっては、臨床心理士資格を有する兼任職員1名がスクールカウンセラーとして週3回程度、学生の相談に応じている。

学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。教員・学生間における日常的な個別意見聴取は、顧問制度等を活用することで実現している。また、「なんでも相談・質問・意見箱」が学内に常設されており、全学生は学生生活における意見や要望を自由に、記名もしくは無記名で投書できる。投書による相談や質問に関しては、学生支援部長もしくは関係部署長が文書で回答・掲示をする。令和5年度の投書はなかった。また、学生会役員が中心となって在籍学生からのニーズを把握すべく積極的にアンケートを実施している。意見や提案については、学生支援部委員が学生会役員らと協議の上、改善措置をとり、できるだけ合理的かつ速やかに対処するよう心掛け、その進捗状況も適宜掲示する体制を整えている。さらに、学生会役員は、学長と年に2回(前期1回、後期1回)、直接面談をする場を設け、学生のニーズに基づいた学修環境改善のための提案をしている。

留学生が在籍する場合、留学生の学習(日本語教育等)及び生活を支援する体制を整えて

いる。現在、本学に在籍する留学生は皆無だが、以前、留学生を受け入れた時の対応は、学習(日本語教育等)及び生活を支援する体制として、その留学生の状況に合わせて、主として学務部と学生支援部等が連携し対応した。

社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。社会人学生に対する学習支援は、学務部が窓口となり、受け入れた学科・専攻と連携して学習支援を行っている。また、生涯学習センターと協働で生涯学習を目指す科目等履修生、履修プログラム履修生が受講できる体制を整えている。

障がい者の受入れのための施設を整備する等、障がい者への支援体制を整えている。これまでバリアフリースイレやハンドドライヤーを増設し、さらに令和5年度は、マルグリット館とマリアンホールを繋ぐ1階連絡通路を開閉式の扉から自動ドアに改修し、障がい者の利便性を漸進的に向上させている。また、車椅子利用者を対象に、公道との段差を解消する簡易スロープを設置し、健康管理室前には、ドアの開閉時に職員がサポートできるよう、着座のまま使用可能な内線電話を設置している。

長期履修生を受け入れる態勢を整えている。

学生の社会的活動(地域活動、地域貢献、ボランティア活動等)に対して積極的に評価している。マルグリット・ブルジョワ賞、学長賞、学長奨励賞等を設け、年度末に表彰している。

[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

<区分 基準Ⅱ-B-4 の現状>

就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。本学の学生の主な進路は、就職(民間企業、公務員、保育園・幼稚園等)と進学(四年制大学への編入学、専門学校等)である。令和5年度は、アドミッションセンターが配置されて3年目となる。入試センターとキャリア支援センターでは、それぞれの職員が入試業務及び就職や進学等の支援業務を担当している。キャリア支援センターではアドミッションセンター長、常勤職員1名、常勤教員1名、非常勤職員2名が就職、進学等の支援を行っている。

就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。キャリア支援センターは、学科専攻・各顧問と連携して学生の就職支援等を行っている。

就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。キャリア支援センターは、マルグリット館2階に専用の部屋を設け、個々の学生に寄り添いながら進路実現に向けた支援を行っている。

入学時には、学生全員にキャリア支援センター発行のキャリアハンドブックを配布し、

キャリア教養学科では「ビジネス実務」の授業でも活用している。

令和4年度入学者から適応の新カリキュラムにおいては、授業外で「キャリア支援センター講座」を開催し、希望する進路(民間企業等への就職、保育園・幼稚園等保育施設への就職、栄養士、公務員、編入学)に分かれて学生の進路支援を行っている。この「講座」では、外部業者による就職準備講座、各企業担当者による業界研究会、企業説明会、そして、内定者報告会や、企業の第一線で活躍する本学卒業生からの講話を通して就職希望者への早期支援を図っている。

また、新カリキュラムにおける授業「キャリア教養特講」と連携し、編入学支援を行っている。具体的には、担当教員・受講学生との情報共有や、外部講師による小論文・志願理由書作成講座などである。

キャリア支援センターでは相談ブースを設け、学生の希望時間帯に応じた個別相談を行っている。コロナ禍における選考方法の変化に対応しながら、オンライン面談を取り入れる等、時世に応じた支援に努めた。学生のキャリア支援センター利用にあたっては、総合窓口を設け、来室目的に細やかに対応した。求人票を分類、整備し学生へ情報提供を行っている。

また、卒業生からの相談にも対応し、必要に応じ外部機関(特に新卒応援ハローワーク)に接続することで連携支援を図っている。学生への情報提供として、就職内定者による就職活動の記録、企業・業界研究、就職試験、公務員試験等に関する就職関連書籍、大学情報、編入学試験(過去問)情報等、編入学に関する書籍や資料を整備し、学生の進路決定に必要な情報が得られるようにしている。さらに、キャリア支援センター内の学生用PCで卒業生の「就職活動報告書」(PDF)の閲覧を可能としている。

具体的な支援の内容を進路別に説明すると、次の通りである。民間企業への就職を希望する2年生に対しては、求人情報の提供や「キャリア支援センター講座」を活用しながらの学内企業等説明会の開催、ならびに、面接や履歴書の個別添削指導を行った。

民間企業への就職を希望する1年生に対しては、個別相談を実施し、希望業種・職種についてのヒアリングを行った。また、「キャリア支援センター講座」を活用し、自己分析講座、就職活動マナー講座、業界・企業・職種研究講座、エントリーシート・応募書類作成指導や業界企業セミナーを実施した。キャリア教養学科、食物栄養専攻、福祉こども専攻とそれぞれの採用動向と特性に応じた進路セミナーを実施した。

キャリア教養学科と食物栄養専攻では、1年生を対象に内定者交流会を開催し、就職活動を終えた2年生から就職活動アドバイスを伝える機会を持ち、1年生のモチベーションアップに繋げた。公務員試験に合格した2年生とこれから公務員試験を受験する1年生とで、対面による交流会を実施した。また、学内で合同企業説明会を開催し、多数の参加に繋がった。公務員模試試験(1回)と保育士就職模擬試験(1回)を希望者に実施した。公務員を目指す1年生には「キャリア支援センター講座」の中で公務員試験対策講座を開講した。2年生に対しては、保育士、幼稚園教諭、保育教諭を希望する学生に対しては、生活科学科福祉こども専攻こども保育コースの教員とキャリア支援センター教職員が連携し、支援・指導を行った。1年生に対しては、福島市との連携により市内の認可保育施設を紹介する場を設け、学生への情報提供に努めた。

その他、各学科・専攻では、資格取得に関する支援、就職試験対策等の支援を行っている。

る。キャリア教養学科では、司書資格、ビジネス実務士資格、実践キャリア実務士資格、社会福祉主事任用資格を取得可能なカリキュラムを編成している。

また、新カリキュラムでは医療事務やファイナンシャルプランナーなどの資格支援講座が開講された。四年制大学への編入学試験に課される英語の試験対策講座も配置されている。令和3年度は、新型コロナウイルス感染防止のためインターンシップに関する授業は開講されなかった。令和4年度からは当科目を開講することができ、令和5年度も引き続き開講している。

生活科学科(食物栄養専攻、福祉こども専攻こども保育コース)では、栄養士免許、栄養教諭二種免許状、フードコーディネーター3級、フードサイエンティスト、保育士資格、幼稚園教諭二種免許状を取得可能なカリキュラムを編成している。

学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。キャリア支援センターは、学生の進路に関する情報(内定率、各学生の受験先企業・就職先・編入合格大学等)を整備し、部科長会や教授会で報告し、共有を図っている。キャリア支援センターは、年度末に、進路一覧表を整備している。これらの情報は、各学科の就職・進学支援、特に顧問教員による相談、指導等に活用されている。

進学、留学に対する支援を行っている。2年生の編入学希望者に対しては、キャリアデザインの授業や教員等の個別指導により、編入学指導、模擬面接、志願理由書や小論文の作成・添削指導等を行った。また1年生の編入学希望者には、令和4年度からの新カリキュラムにおいて、生活科学科では専攻別の支援を行ないながら、指導にあたった。キャリア教養学科は、授業を活用しながら小論文指導や英語試験対策を行った。また、専門学校への進学希望者には、キャリア支援センターにおいて出願書類の確認を行った。

上述の通り、四年制大学への編入学支援や専門学校への進学支援を実施している。令和3～5年度は、留学希望者はいなかった。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題>

(1) 入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)を入学者に対してわかりやすく明確にするため、高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検することが課題である。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項>

特記事項なし。

<基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

(1) キャリア教養学科においては、令和元年度よりカリキュラム改訂について検討を開始し、令和3年度には共通教育を含めたカリキュラム改訂の方針を決定し、令和4年度より実施する計画である。

生活科学科食物栄養専攻と、福祉こども専攻こども保育コースにおいては、新カリキュラムの完成年度令和 2 年までに、新カリキュラムの改善点を点検し、教育内容の改善を行う計画である。

▶実施状況：令和 3 年度中に共通科目と専門科目の連続性を明らかにした全学の教育課程改訂作業、学則変更が完了した。令和 4 年度より全学において新たな教育課程改訂をスタートさせた。

(2) 共通教育、各学科・専攻における専門教育の担当者間において、診断テストの具体的な活用方法を検討するために、令和元年度は診断テストの内容と方法の検討を開始する計画である。

また、令和 3 年度までに、診断テストの各科目における具体的な活用方法を検討し、活用方法を改善する計画である。

▶実施状況：令和 3 年度までは、リメディアル教育センターにおいて、入学前教育から入学後の学修支援や補完教育を担う各種診断テストの実施と分析、学生への返却等の業務を一貫して行った。令和 4 年度からは学務部が引き継ぎ、診断テストと、新教育課程における授業科目との連続性を考慮しつつ活用方法について検討を続けている。

(3) 共通教育、各学科・専攻における専門教育を総括した学習成果の定義について、学科・専攻を超えた総括的な検討を令和元年度より開始し、令和 2 年度までに定義をより明確にする計画である。

▶実施状況：令和 2 年度は、学位に応じた卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)に対する到達度が学習成果であることを本学ウェブサイト「教育方針」に明示した。これにより、専門教育課程の学位プログラムに応じた学習成果がより明確に示された。さらに、専門課程ごとの学位プログラムごとの教育課程を令和 3 年度に見直したことをふまえて、令和 4 年度より、専門課程ごとの学習成果を共通教育（教養教育）も含め統括したものに再編し定義した。

(4) GPA 指数を活用した履修指導を令和元年度に開始した。令和 2 年度より、その有効性について検討予定である。

▶実施状況：GPA 指数が特に低い、履修状況に困難さを抱えた学生について、履修ガイダンスや顧問教員による個別の履修指導を継続して実施している。

(5) 多様な社会的、家庭的背景を持つ学生の増加や、ガイダンス等の説明の理解力に個人差が目立つようになり、学務事務職の事務量の増加が課題として挙げられ、より効率的な学習支援を組織的に行うことが求められている。

令和元年度より効果的な学務ガイダンスの方法を検討、実行してきたが、今後はその有効性について検討しながら、なお改善を継続する。

入学者受け入れの方針(アドミッション・ポリシー)については、18 歳人口の減少に伴う全入時代を迎え、東日本大震災後、学生数が減少した結果、学生の多様化が生じた。よって、学生の基礎学力担保が喫緊の課題であり、リメディアル教育の一つとして

取り組んでいる、入学予定者を対象とする基礎学力をつけるための e ラーニングをさらに利活用していく。

学習成果の査定(アセスメント)については、各学科・専攻の学習成果の査定(アセスメント)は明確にし、各科目の最重要目標と重要目標を4段階に表示し、アセスメントと授業改善計画の記述欄を設けて質的な成果と課題を明確にする形式(カリキュラム・マップ)を統一した。

今後は、作成したカリキュラム・マップを、教育課程の充実と改善のために活用し、学外に公表する方法についての検討を令和2年度に開始し、令和3年度には公表する計画である。

▶実施状況：令和3年度よりホームページ上でカリキュラム・マップを公表している。

(6) 学生支援部内外の意思疎通円滑化を図るため、令和4年(2022年)度末までを目安に、学務部、キャリア支援センター、健康支援総合センター等学内部署との実務者間会議を段階的に実施していく。チーム内守秘義務の遵守と、必要情報の共有を可能にする枠組みづくりとしては、パスワードやフォルダ管理の厳格化に努め、「学生データの管理および保護について」の指針も、全教職員を対象に年度始めの周知を徹底していく。

▶実施状況：学生生活の質的向上を目指し、多様化する学生のニーズに対し、合理的な配慮や手厚い支援を行えるよう令和2年度より健康支援総合センターが新たに設置され、健康管理室が学生支援部から健康支援総合センターに移管された。それに伴い、支援を要する学生に対する組織的支援体制を整えるためのフローチャートを作成し、チーム内守秘義務に則り、必要に応じて学生支援部長や対象学生が所属する部署長に情報共有を行い、チームで支援を行う体制を整えている。令和4年度には健康支援総合センターが廃止されたが、学生支援部が引き継ぎ、支援を要する学生に対する組織的支援体制を維持している。

(7) 既卒3年以内の就職未決定者を対象とする継続的フォローアップ支援として、令和4年度までを目安に、各所にある新卒応援ハローワーク等の外部機関と連携した「就職未決定者応援プログラム」の実施体制を構築する。

▶実施状況：令和2年度に新卒応援ハローワーク等の外部機関との連携により「就職未決定者応援プログラム」の実施体制を構築した。令和4年度には、就職未内定の卒業生に対して「就職未決定者応援プログラム」を実施した結果、就労先が決定した。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

(1) 各学科・専攻において、卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)では、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示す必要があることを確認し、これらを含めたものになるよう検討する。(令和5年度中に検討した。令和6年度入学生より適用する。)

（２）アドミッションセンターにおいて、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）について、高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検する必要があることを確認し、体制を整える。

（３）短期大学の学習成果について検討し、明確にする。（令和５年度中に検討した。令和６年度入学生より適用する。）

（４）各学科・専攻において、学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表する必要があることを確認し、体制を整えることを令和４年度の改善計画とした。これを踏まえて、令和５年度中に学習成果の獲得状況についてのアセスメントポリシーを明確にし、アセスメントリストを整えた。まずは、リストに基づく量的・質的データの収集を確実に行う。これを踏まえて評価し、公表することにつなげる。

（５）キャリア教養学科では、令和４年度に導入した３コース（地域デザインコース・グローバル観光コース・ビジネスキャリアコース）それぞれに担当責任者を配置し、各コースの特徴創出のカリキュラムの組み合わせおよび学修支援の模索を行うことを令和４年度の改善計画とした。引き続きこの改善計画に取り組む。

（６）令和４年度教育課程の改訂に伴い、生活科学科では、初年次教育を改訂した。初年次教育の学習成果について、完成年度となる今年度に総括、点検評価する。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]

[区分 基準Ⅳ-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
 - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
 - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
 - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続を定めている。
 - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
 - ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
 - ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
 - ⑤ 教授会の議事録を整備している。
 - ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
 - ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

<区分 基準Ⅳ-B-1 の現状>

(1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。

学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、各学科・専攻及び各部署の責任者を部科長会として組織し、教学運営について諮問している。各部科長は、それぞれの部署で報告・審議・検討した提案を部科長会に提出する。その詳細は、部科長会議事録に記載されている。学長は、部科長会での議論を踏まえ、教授会の意見

を参酌して最終的な判断を行っている。その詳細は、教授会議事録に記載されている。

学長は、カトリック野田町教会の信徒で、本学に30年以上勤務している者で、教育学修士号を持ち、教育学研究科博士課程を満期終了し、多数の論文や著書を作成した学識を持っている。かつ、学務部長・教学部長・入試部長・生活科学科長を歴任し大学運営に関し識見を有している。

学長は、SD・FD研修で得られた建学の精神に基づく教育研究を報告としてまとめ、短期大学の研究教育活動の向上・充実に向けて努力している。

学長は、学生に対する懲戒(退学、停学及び訓告の処分)の手續を学則に定めている。

学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。

学長は、「桜の聖母学院管理規程 第4章 第17条」及び「桜の聖母短期大学学長の選考に関する内規」に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。

(2) 学長は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。

学長は、教授会を審議機関として適切に運営している。学長の諮問機関である部科長会に各部・科長から議題を提出させている。情報共有が必要な報告事項には職員も同席させる全体教職員会議を開催している。教授会で審議された事項を参酌し、最終的には学長が決定している。

学長は、教授会が意見を述べる事項を、議題として教授会に周知している。

学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。

教授会の議事録を整備している。

教授会は、『学生ハンドブック』が教授会構成員に配布され、毎年度『自己点検・評価報告書』を作成しホームページ上で公開することによって、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。

学長は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。前年度末に、教育上の委員会等である各学科・部署に短期大学の重点目標に基づいた重点目標を提出させ、年度途中で中間報告会を行い、年度末には年間報告会をSD研修会として実施し、PDCAサイクルを回して適切に運営している。

<テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの課題>

学長の任期及び定年退職に備え、校務の引継ぎを次世代に託す課題がある。また、教職員に修道女がいなくなったため、カトリック学校としてのミッションや宗教行事の継承をしていくことも課題である。

<テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの特記事項>

学長のリーダーシップのもと、平成30年8月27日、桜の聖母短期大学において、福島市産官学連携プラットフォームを構築し、各機関の連携と協力による地方創生及

びお互いの発展のため、「福島市産官学連携プラットフォーム構築と包括的な連携に関する協定」を締結した。

この協定は、構成機関の密接な連携と協力により、地域の課題に迅速かつ適切に対応し、地方創生の中心的役割を担う「人財」育成と、地域の活性化に取り組むとともに、住みよいまちづくりに寄与することを目的とする。構成機関は、次の 8 機関である。福島市、福島商工会議所、福島県中小企業家同友会福島支部、福島大学、福島県立医科大学、福島学院大学、福島学院大学短期大学部、桜の聖母短期大学。

福島市、福島商工会議所、福島県中小企業家同友会福島支部からは物的・財的支援と、福島大学、福島県立医科大学からは知的・人的・施設活用等の物的支援をいただき、福島学院大学・短期大学部、桜の聖母短期大学の身の丈に合った形で取組を実施している。令和 5 年度も令和 4 年度に引き続き、この事業が私立大学等改革総合支援事業に採択され、補助金が交付された。「地域貢献」の重要なプラットフォームの責任者として、学長のリーダーシップを発揮していく。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

(3) 学長の任期及び定年退職に備え、校務の引継ぎを次世代に託す課題の改善のため、令和 3 年度から副学長を任命している。教職員に修道女がいないカトリック学校としてのミッションや宗教行事の継承をしていく課題の改善のため、カトリック委員会の充実を図り、意図的、計画的にカトリック学校としての学校行事を運営し、ミッションを定着させていく。